

留守家庭児童育成室の運営業務委託について

吹田市教育委員会地域教育部
放課後子ども育成課

1 計画

留守家庭児童育成室（以下「育成室」とします）の運営について、全36か所の内の3分の1（12か所）を目途に民間事業者への業務委託を進めています。

〔委託の経過〕

平成27年4月～ 千里丘北育成室
平成28年4月～ 山三育成室、青山台育成室
平成29年4月～ 千里たけみ育成室
平成30年4月～ 佐井寺育成室、北山田育成室、藤白台育成室、桃山台育成室
平成31年4月～ 吹六育成室（令和元年10月現在 9か所）

〔来年度からの委託予定〕

令和2年4月～ 東育成室、山手育成室、高野台育成室・・・令和元年12月選定予定

2 業務委託の背景・必要性

(1) 子ども・子育て支援新制度

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から施行され、放課後児童健全育成事業（本市では留守家庭児童育成室）においては、対象学年が小学校6年生まで拡大されるなど、各自治体では、それぞれの実状に応じて、事業の拡充・充実に努める必要があります。

本市では、市民の皆様のニーズに応え、平成29年度から4年生の受入れを開始しましたが、入室児童数が想定を大幅に上回って増え続けているため、5・6年生の受入れは延期し、4年生までの児童の受入れ態勢の確保に専念しなければならない状況です。

(2) 指導員確保の課題及び業務委託の必要性

入室児童数の増加に伴い、令和元年度には更に指導員が必要となりますが、指導員の人材確保と人材育成が極めて困難な状況になっています。

平成31年4月当初、委託済みの9か所を除く27か所の育成室に必要な非常勤指導員数139人に対し、37人もの欠員が生じており、臨時雇用員（アルバイト）の補充により運営していますが、現状のままでは指導員の欠員がさらに増えることが見込まれ、育成室運営が立ち行かなくなる恐れがあります。

そのため、指導員の担い手を確保し、保育の質を維持しながら育成室を運営していくためには、一部の育成室の運営を民間事業者へ業務委託する必要があります。

3 委託候補育成室の選定

東育成室、山手育成室、高野台育成室

〔主な選定条件〕

- 児童数が増加しても、現在の施設や今後確保整備する施設で受入可能と見込まれる。
- 委託による担い手確保や指導員の欠員削減の効果を期待し、ある程度規模の大きな育成室も対象とする。

4 委託方法等

当初は、社会福祉法人（保育所等）及び学校法人（幼稚園等）を対象に委託を進めてきましたが、未就学児童の受け皿拡充が課題となっている中で、就学後の事業である育成室の運営を受託してもらえる事業者は少なく、計画どおり進めることができませんでした。そのため、平成29年度の選定から、対象事業者の要件を拡大して、委託事業者の確保を図っています。

(1) 事業者の主な要件

ア 法人であること

イ 次のいずれかの事業の運営実績を有すること

(ア) 児童の保育又は教育の分野に係る事業

(想定：保育所、小規模保育事業、認定こども園、幼稚園、等)

(イ) 児童の福祉や健全育成又は子育て支援の分野に係る事業

(想定：児童会館、放課後児童クラブ、児童養護施設、一時預かり事業、等)

(ウ) 青少年教育施設等における青少年活動の分野に係る事業

(想定：青少年活動団体、等)

ウ 法人内で、業務の責任者と指導員との頻繁な打ち合わせや、緊急時に迅速な対応ができる体制が確保されること

(2) 事業者の選定方法等

ア 公募型プロポーザル方式

イ 審査方法（一次審査：書類審査、二次審査：プレゼンテーション・ヒアリング審査）

ウ 契約期間は、保育の継続性が望まれるため、3年間とします。

5 委託による変更点等

(1) 変わります

ア 開室時間

延長保育時間を現行の「午後 6 時 30 分まで」から「午後 7 時まで」に延長します。延長保育料は変わりません。

イ おやつ代の徴収及びおやつ提供

現在は市がおやつ代を保護者から徴収し、事業者に委託しておやつを提供していますが、委託開始後は、委託候補事業者が委託業務として実施します。

ウ 指導員配置

直営と同様に、吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基

づいた有資格者及び必要な指導員数を配置しますが、加えて、主任指導員を設置し、指導員の責任体制や連絡体制を明確化するとともに、担任のうち1名以上は実務経験者を配置し、円滑な育成室運営を図ります。

(2) 変わりません

ア 本事業の実施主体

これまでどおり、市が本事業の実施主体となります。

イ 保育内容

仕様書等により、直営育成室の運営と同等の水準を求め、履行状況を市の職員が巡回して点検します。また、アンケートを実施するなど保護者の意見を把握し、市と事業者が協議して育成室運営の向上に努めます。

ウ 入室申請等の手続き及び保育料

入室や退室、延長保育の利用に関する手続きは、これまでどおり、市への申請手続き等が必要です。保育料についても変更ありません。これまでどおり口座振替や納付書により市にお納めいただきます。

エ 配慮を要する児童の受入れ

児童の状況に応じて、指導員を加配します。6年生までの配慮を要する児童を受入れるモデル事業も継承します。

6 今後の予定

(1) 市議会 9月定例会 令和元年9月

・委託に必要な予算措置を行います。【済み】

(2) 事業者公募・選定 令和元年10月～12月

・「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会（附属機関）」において選定します。

<吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会の組織構成>

○ 委員

- ・学識経験者（2人以内）
- ・教育関係者又は児童福祉関係者（1人以内） ※ 令和元年7月改正
- ・会計に関し専門的知識又は経験を有する者（1人以内）
- ・吹田市立小学校長（1人以内）

○ 特別委員

- ・委託候補育成室の入室児童の保護者（各育成室2人以内）

※ 当該育成室に応募のあった事業者の審査・選定に参画します。

(3) 運営内容・保育の確認・打合せ 令和2年1月～3月

・市、事業者及び保護者と、事業者による運営内容の確認や打合せ、また保護者との個別懇談を行います。

(4) 施設整備・補修等 令和2年1月～3月

・育成室の補修や必要な物品の整備を行います。

(5) 引継ぎ保育 令和2年2月～3月

・事業者の指導員が業務の引継ぎを受け、児童との関係づくりを中心に、育成室で保育に従事します。

(6) 事業者による運営開始 令和2年4月1日